

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法の規定に従った、児童扶養手当に係る認定、審査、支給。
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第37項 平成26年内閣府・総務省令第5号第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17項、第20項、第42項、第72項、第125項、第155項 (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第81項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子ども・子育て課
②所属長の役職名	子ども・子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課

	0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	該当事務に係るマイナンバーの取得については本人の申請に基づき取得することとしているほか、住基ネット照会時は4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。該当事務について、一部の者について手作業によりマイナンバーを登録しているが複数人により確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システム(業務システム)へのアクセスが可能な職員はICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報	子ども・子育て課長 山田 晃	子ども・子育て課長 村上 彰	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	500人以上	500人未満	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年2月9日	I 関連情報	児童扶養手当システム、宛名管理システム、統	児童扶養手当システム、宛名管理システム、統	事前	電子申請システム稼働のため
平成30年6月7日	I 関連情報	子ども・子育て課長 村上 彰	子ども・子育て課長	事後	見直しによる
平成30年6月7日	I 関連情報	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月7日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成31年3月11日	IV リスク対策	該当なし	必要な事項について記載	事前	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一
平成31年4月1日	II しきい値判断項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	I 関連情報	番号法第19条第7項及び別表第二	番号法第19条第8項及び別表第二	事後	番号法第19条の号又はに伴う
令和3年11月1日	I 関連情報	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年11月1日	II しきい値判断項目	令和2年6月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第29条	番号法第9条第1項、別表の第37項 平成26年内閣府・総務省令第5号第29条	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	・番号法第19条第8項及び別表第二 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・57の項	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表の第17項、第20項、第42項、第72項、第125項、第155項 (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表の第81項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 8 問い合わせ先	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	II しきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月9日	II しきい値判断項目	令和6年5月27日 時点	令和7年1月9日 時点	事前	「書かないウインドウ」窓口に導入に伴うもの
令和7年1月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である 該当事務に係るマイナンバーの取得については本人の申請に基づき取得することとしているほか、住基ネット照会時は4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。該当事務について、一部の者について手作業によりマイナンバーを登録しているが複数人により確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えている。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年1月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 児童扶養手当システム(業務システム)へのアクセスが可能な職員はICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	様式変更に伴う項目の追加